

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

内務省

国別情報ノート

パキスタン：文書

第 2.0 版

2020 年 3 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

要約	4
1.1 文書の種類	4
1.2 空港審査	4
1.3 犯罪歴	5
1.4 アフガン難民	6
1.5 不正および腐敗	6
1.6 判例	6
国別情報	7
2. 身分証明の種類および発行機関	7
2.1 身分証明書 (NIC)	7
2.2 海外在住パキスタン人の身分証明書	9
2.3 子どもの身分証明書	9
2.4 パスポート	9
2.5 出生証明書および死亡証明書	10
2.6 婚姻証明書および離婚証明書	12
2.7 その他の文書	13
3. ファトワー	14
4. 出国要件	14
4.1 空港審査	14
5. 警察文書	16
5.1 犯罪歴証明書	16
5.2 初期供述調書 (FIR)	17
6. アフガン難民	20
6.1 登録証明書 (POR) カード	20
6.2 アフガニスタン市民権証明書 (ACC)	21
6.3 アフガニスタンの身分証明書およびパスポート	22
7. 腐敗	23
7.1 概要	23
7.2 FIR の登録	24
7.3 不正文書の普及および調達	25

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7.4 不正文書の種類	26
7.5 腐敗および不正に対する措置	27
附属書 A	28
KHAN AND PIRACHA の英国高等弁務官事務所との通信、2015 年 4 月 20 日	28

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

要約

更新日：2020 年 1 月 14 日

1.1 文書の種類

1.1.1 パキスタンにおいて最も信頼できる形態の文書は、パスポートおよびコンピュータ化した身分証明書（CNIC）である。

1.1.2 手動による身分証明書は、2002 年に CNIC に置き換わった。さらに、2012 年には、スマート身分証明書（SNIC）を導入した。これは、CNIC を 2020 年までに置き換えることを目的としたものだが、本書の公表時点では、両方の種類が引き続き有効である。CNIC は、保有者に関する以下の情報を記録している。実名、ジェンダー（男性、女性またはトランスジェンダー）、父親の氏名（既婚女性の場合、夫の氏名）、識別票、出生日、固有の 13 桁の番号、家族登録 ID 番号、現住所、定住所、発行日、有効期間満了日、署名、写真、拇印。CNIC は、保有者の宗教に関する情報を表示していないが、この情報は、状況に応じて NADRA（国家データベース登録局）登録センター（NRC）に直接申請するかオンラインで申請する際に、発行機関である NADRA に提出している（「身分証明書（NIC）」を参照）。

1.1.3 海外在住パキスタン人の身分証明書（NICOP）は、海外在住のパキスタン市民に発行する。また、パキスタン・オリジン・カード（POC）は、パキスタン出身であるが市民権を保有することができない者が入手することができる（「海外在住パキスタン人の身分証明書」を参照）。

1.1.4 児童登録証明書（CRC）（またの名を「B フォーム」という）、および電子チップを用いた年少者身分証明書（JV）は、18 歳未満の子どもに発行することができる（「児童の身分証明書」を参照）。

1.1.5 全てのパキスタン市民は、CNIC、SNIC、NICOP または CRC を保有している場合、パスポートを申請することができる。パスポートは、コンピュータで読み取り可能であり、多数の生体認証機能およびセキュリティ機能を有しており、これには、保有者の写真および指紋の情報、透かしのほか、保有者の宗教が含まれている（「パスポート」を参照）。

1.1.6 その他の一般的形態による証明書には、出生証明書、死亡証明書、婚姻証明書、離婚証明書、居住証明書および家族登録証明書ならびに運転免許証が含まれる（「出生証明書および死亡証明書」、「婚姻証明書および離婚証明書」、「その他の文書」を参照）。

1.2 空港審査

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

1.2.1 国際空港からパキスタンを出国するためには、有効なパスポート、CNIC など多様な文書が必要である。国別情報によると、出発する旅客は、パスポートのスキャン（少なくとも2回）、出国管理リスト（ECL）に対する審査など、標準化されたセキュリティ審査を受ける。ECLは、政府が管理するリストで、指名された者が出国するのを防止している（「空港審査」および「パスポート」を参照）。

1.3 犯罪歴

1.3.1 中央の警察データベースは存在しないため、警察署および州をまたぐ犯罪歴は、自動的に電子的に共有されないが、手動では共有できる（「犯罪歴証明書」を参照）。

1.3.2 初期供述調書（FIR）は、警察に報告した犯罪の記録であり、認知可能な犯罪（警察が令状なしで個人を逮捕することができるもの）の捜査または逮捕を開始する基礎となるものである。FIRは、以下のものを含むべきである。

- ・ FIR 番号
- ・ 登録先の警察署
- ・ 地区／町
- ・ 報告した事件の日時
- ・ 警察に報告した日時
- ・ 報告者の氏名および住所
- ・ 事件の概要、パキスタン刑法の適用条項、および紛失物の一覧
- ・ 事件の場所、および警察署からの距離
- ・ 捜査官、および遅延の詳細（該当する場合）
- ・ 報告者の署名（または拇印）
- ・ 当直職員の署名

1.3.3 FIRは、ウルドゥー語または現地語による手書きである。国別情報によると、FIRを記録し、追跡する自動化された手続きが、パンジャブ州およびシンド州で導入された。そこ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

では、SMS メッセージが申立人に送信され、これには事件を捜査する警察官の情報が含まれる（「初期供述調書（FIR）」を参照）。

1.4 アフガン難民

1.4.1 140 万人を超えるアフガン難民が UNHCR に登録し、登録証明書（POR）カードを保有している。この保有者は、合法的にパキスタンに留まることができる（「登録証明書（POR）カード」を参照）。証拠書類を有しないアフガニスタン人（推計で 100 万人、「登録証明書（POR）カード」を参照）で、パキスタンに居住している者は、アフガン市民権証明書（ACC）を保有することができる。これは、身元の証明を提供する一時的な身分証明書である（「アフガニスタン市民権証明書（ACC）」を参照）。オーストラリア外務貿易省（DFAT）によると、多数のアフガニスタン人（特にクエッタのハザラに居住する者）は、POR または ACC のいずれも保有することができないが、Tazkira（アフガニスタンの身分証明書）を保有することができる。コンピュータ読み取り可能なアフガニスタンのパスポートは、パキスタンでは発行しない（「アフガニスタンの身分証明書およびパスポート」を参照）。

1.5 不正および腐敗

1.5.1 身分証明書およびパスポートのセキュリティ機能によって、不正のリスクは減少しているが、概して、文書不正は一般化している。報告によると、不正に取得した真正な文書または虚偽の文書を調達することは容易である。航空会社職員は、不正か虚偽の旅行文書が無視してもらうために、賄賂の対象になるかもしれない。（「不正文書の普及および調達」および「不正文書の種類」を参照）。

1.5.2 腐敗は、全ての部門および政府機関に広範に広まっている。警察の中には、賄賂を受けて、虚偽の申立てを登録するか検証しているものもある。DFAT の記述によると、初期供述調書（FIR）も偽造することが容易である。（「初期供述調書（FIR）」および「FIR の登録」を参照）。

1.5.3 腐敗防止法は、有効に施行されておらず、政府および政府職員の腐敗は、広範に広まっている（「腐敗および不正に対する措置」を参照）。

1.6 判例

1.6.1 判例「A 対内務大臣（パキスタン）[2002 年] UKIAT 00439（2002 年 2 月 19 日）、（2001 年 12 月 20 日審理）」において、移民不服審判所は、以下のとおり判示した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「1. 亡命および人権事件において、自己が依拠することを求める文書が依拠できることを示すのは、個々の申立人である」。

「2. 意思決定者は、全ての証拠をあらゆる角度から見た後に、文書を十分に信頼すべきか否かを検討すべきである」。

「3. 極めてまれな場合に限り、偽造の申立てを行うか、それを裏付けるのに十分な証拠を作成する必要がある。申立ては、上記の証拠なしに行うべきではない。市民基準が高まる蓋然性とのバランスに基づいて申立てを行うことを怠った場合、文書が信頼できることを示すことにはならない。意思決定者は、依然として原則 1 および 2 を適用する必要がある」(第 38 項)。

国別情報

第 2 章更新日：2020 年 3 月 16 日

2. 身分証明の種類および発行機関

2.1 身分証明書 (NIC)

2.1.1 国家データベース登録局 (NADRA) は、内務省 (MOI) の下にある政府機関で、多様な身分証明書および市民登録証明書の発行を担当している。文書は、パキスタン全土に本拠を置く NADRA 登録センター (NRC) および外国公館で申請するか、オンラインで申請することができる。

2.1.2 2002 年に、紙ベースの身分証明書をコンピュータ化した身分証明書 (CNIC) に置き換えた。2012 年に、CNIC をスマート身分証明書 (SNIC) に置き換えるプログラムを開始したが、両方の種類が引き続き有効である。新規の CNIC は、本人が直接 NRC で申請しなければならないが、紛失するか盗難にあった証明書は、オンラインで申請することができる。SNIC は、オンラインで申請することができる。

2.1.3 身分証明書 (CNIC および SNIC) は、18 歳以上のパキスタン国民に発行する。これは、固有の 13 桁の識別番号を含んでおり、さらには、オーストラリア政府の外務貿易省 (DFAT) が報告で述べたところによると、以下のことを行うために必要である。「パスポートまたは運転免許証を取得すること、正式な職業に就くこと、選挙人として登録すること、銀行口座などのサービスにアクセスすること、SIM カードを取得すること、水道、電気またはガスの新たな口座を開設すること、土地または車両を購入すること、さらに、より上級

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の大学に入学すること」。DFAT がさらに述べたところによると、CNIC は、パスポートと並んで、パキスタンにおける最も信頼できる形態の身分証明書であった。パキスタン人口保健調査 (PDHS) 2017~2018 年版は、国立人口調査研究所 (NIPS) が実施し、2019 年 1 月に公表したものであるが、これによると、18 歳を超えた男性の 91.3%、女性の 76.2% が CNIC を保有していた。

2.1.4 CNIC を申請した際に、血族 (父親、母親、兄弟、姉妹、息子、娘) が申請手続き期間中に NRC において生体認証を取ることができない場合は、政府職員が当該申請を検証しなければならない。DFAT が述べたところによると「元 FATA [連邦直轄部族地域で、2018 年にカイバル・パクトゥンクワ州と合併した] ならびにカイバル・パクトゥンクワ州およびバローチスターン州のいくつかの部分出身の申請者は、申請書に副長官の裏書を受けなければならない。

副長官の裏書の要件に関する 2018 年 FATA 暫定政府規則の影響は、仮にあった場合でも、公表の時点 [2019 年 2 月] では不明である」。

2.1.5 DFAT によると、

「CNIC は、保有者に関する以下の情報を記録している。実名、ジェンダー (男性、女性またはトランスジェンダー)、父親の氏名 (既婚女性の場合、夫の氏名)、識別票、出生日、CNIC 番号、家族登録 ID 番号、現住所、定住所、発行日、有効期間満了日、署名、写真、拇印。CNIC は、保有者の宗教に関する情報を表示していないが、NADRA は、申請手続きの期間中に、この情報を収集している。CNIC の有効期間は、5 年か 10 年である。65 歳を超えた市民に発行した CNIC は、終身有効である」。

2.1.6 DFAT がさらに述べたところによると「SNIC は、CNIC と同様の情報を含んでおり、さらに、生体認証情報および多数の追加セキュリティ機能を含むスマートチップを有している。文書自体は極めて安全であるが、SNIC の発行手続きでは、厳格な本人確認を行っていない」。

2.1.7 身分証明書を保有していない場合、政府が運営する重要なサービスにアクセスすることが困難になった。Khan and Piracha (イスラマバードの法律コンサルタント会社) が、2015 年に英国高等弁務官事務所との通信で述べたところによると、

「身分証明書の要件は、以下に対するアクセスを得るためにますます重要になっている。教育機関の入学許可、民間部門および政府部門における雇用、さらに、航空機による旅行や電話接続等へのアクセスなど、全ての実際的的日常業務。社会福祉部門／政府部門における医療

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

へのアクセスも、身分証明書の提出に左右されることになる。ただし、現在のところ、民間部門においては、医療を受ける際に身分証明書を提出することを義務付けてはいない」。

2.2 海外在住パキスタン人の身分証明書

2.2.1 海外在住パキスタン人の身分証明書（NICOP）は、海外在住のパキスタン市民に発行し、パキスタン市民は、二重国籍の場合でも、ビザを必要とせずにパキスタンに旅行することができる。パキスタン・オリジン・カード（POC）は、パキスタン出身者が入手することができる、ビザなし入国、永住権、外国人登録要件免除、財産権、および銀行口座開設権が認められる。パキスタン国民と結婚した外国人（パキスタン出身者以外）も、POC を入手することができるが、次のいずれかの者は除く。インド、イスラエルまたは台湾の市民か国民、パキスタンが承認していない国 [イスラエルおよびアルメニア] の市民か国民、敵国の市民。

2.3 子どもの身分証明書

2.3.1 児童登録証明書（CRC）は、またの名を「B フォーム」といい、18 歳未満の子どもに発行することができるが、出生証明書を保有していること、さらに親が身分証明書または NICOP を保有していることを条件とする。CNIC と同様に、血族がいない場合は、政府職員が当該申請を検証しなければならない。PDHS 2017～2018 年によると、18 歳未満の男子の 34.9%、および女子の 34%が CRC を保有していた。DFAT によると「10 歳未満の子どもは、CRC を取得するために、裏付けとなる文書を必要としないが、10 歳を超えた子どもは、出生証明書か学業成績を提出することが必要である」。年少者身分証明書（JV）は、電子のスマートチップを含んでおり、18 歳未満の子どもが入手することができ、NRC において、身分証明書を保有する親か血族の面前で発行することができる。

2.3.2 Khan and Piracha が、2015 年 4 月付の英国高等弁務官事務所との通信で述べたところによると、子どもは、父親の氏名を提出しなければ、国家データベース登録局（NADRA）に登録することができず、コンピュータ化した身分証明書（CNIC）を取得することができなかった。ただし、当該子どもが捨てられた場合か、登録された孤児であった場合は除く。ただし、例えば、父親の氏名が欠けていた場合で、英国出生証明書に記録されていなかったときは、「ニセの」氏名が提出される可能性があった。

2.4 パスポート

2.4.1 移民局（DGIP）は、パスポート、ビザ、パキスタン市民権およびパキスタン市民権放棄証明書の発行を担当している。地方のパスポート事務所は、パキスタン全土および外国

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

公館に本拠を置いており、全てのパキスタン市民は、パスポートを申請することができるが、CNIC、SNIC、NICOP または CRC を保有していることを条件とする。

2.4.2 DGIP のウェブサイトによると、コンピュータで読み取り可能なパスポートを申請する者は、出国管理リスト (ECL) およびブラックリスト (BL) に照らしてチェックする。

ECL に関する法律が存在していることは指摘されていたが、2019 年 1 月、法と正義に関する上院常任委員会は、ブラックリスト (15,000 を超える氏名を保有していた) の適法性に疑義を呈し、違憲であると述べた。DGIP がこれに答えて述べたところによると、このブラックリストは、違法に海外旅行をした者か、海外で違法な行為をした者の氏名を掲載しているだけである。

2.4.3 コンピュータで読み取り可能なパスポート (MRP) は 3 種類あり、通常は、公用および外交用である。DFAT が述べたところによると「このパスポートは、多数の生体認証機能およびセキュリティ機能を有しており、保有者の写真および指紋の情報、さらには透かしを含んでいる。パスポートは、保有者の宗教に関する情報を含んでいる。DFAT は、政府が全ての手動によるパスポートを 2015 年 11 月までに置き換えることを目指していたこと、さらに手動によるパスポートがもはや発行されないことを理解している」。ロンドンのパキスタン高等弁務官事務所 (HC) のウェブサイトによると、手動によるパスポートを段階的に廃止しており、MRP をロンドンの HC に加えて、バーミンガム、ブラッドフォード、グラスゴーおよびマンチェスターの領事館で発行している。HC が述べたところによると、既婚の女性で MRP を申請する者は、夫の氏名の CNIC、SNIC または NICOP を提出しなければならない。

2.4.4 米国国務省の「人権状況に関する国別報告書 2018 年 (USSD の 2018 年国別人権報告書)」が述べたところによると「パスポート申請者は、自己の宗教を列挙しなければならず、イスラム教徒の場合、アフマディーヤ運動の創始者が偽の預言者であった旨の宣言を確認しなければならない。アフマディー教団の代表者が報告したところによると、この宣言に署名することを拒否した場合、当局がそのパスポートに『アフマディー教徒』という言葉に記載した」。

アフマディー教徒のパスポートに関するさらに詳細な情報については、「国別政策および情報ノート パキスタン：アフマディー教徒」を参照。

2.5 出生証明書および死亡証明書

2.5.1 PDHS 2017～2018 年版によると、登録済みの出生とは、出生証明書を保有してい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

る子どもであるか、その出生を民事当局に登録したことでであると定義されている。PDHS が述べたところによると、出生証明書は、入学、パスポート、有権者登録、婚姻登録などのサービスにアクセスするために必要であった。PDHS がさらに述べたところによると、5 歳未満の子どもの 42% が出生に登録しており、36% が出生証明書を保有している。国連児童基金 (UNICEF) が 2019 年 3 月に報告したところによると、推計で 6,000 万人の子どもが登録されておらず、そのうちの 2,500 万人がパンジャブ州にいた。

PDHS が述べたところによると、出生登録はこの 5 年間で増加したものの、[元] FATA の子どもの 2% しか登録されず、カイバル・パクトウンクワ州の子どもの登録は 19% にすぎなかったが、これに比べて、イスラマバード首都圏 (ICT) の子どもは 82% が登録していた。

2.5.2 DFAT が報告で述べたところによると、

「パキスタンにおける出生証明書は、NADRA、地方政府機関（ユニオンカウンシル）または病院が発行することができる。病院の出生証明書は、病院で出生した子どもに自動的に発行されるが、この証明書に関する中央データベースは何ら存在せず、いかなる自動登録手続きも、病院で出生していない多数の新生児を把握していない。技術的には必須なのだが、実際には、多数の出生が登録されていない。UNICEF から入手可能な最新のデータによると、パキスタンにおける 5 歳未満の子どものうち、2013 年から 2015 年の間に自己の出生を正式に登録しているのは、34% にすぎない。学業成績と入学許可が、出生証明書の代わりに用いられることが多い」。

「NADRA の出生証明書は、国中で同一であるが、他の種類の証明書は同一ではない。NADRA の出生証明書は、完全にコンピュータ化し、完全な出生記録を、英語およびウルドゥー語の両方で記載している。NADRA の証明書と地方政府の証明書は、地方政府職員が押印し、署名すべきである」。

2.5.3 DFAT が、アフガン難民の両親の下における子どもの出生に関して述べたところによると、

「DFAT は、パキスタンにおいてアフガン難民の両親の下で出生した子どもが、UNHCR [国連難民高等弁務官事務所] の支援の下で、パキスタンの出生証明書を受領していることを理解している。この証明書は、NADRA の証明書か非政府医療機関が発行した証明書である可能性があり、通常は、パキスタンおよびアフガニスタンにおいて、真正な証明書として受け入れられている。NADRA は、パキスタンで出生したアフガニスタンの子どもに、110

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

万件の出生証明書を発行している」。

「アフガン難民」も参照。

2.5.4 DFAT が死亡証明書に関して述べたところによると「NADRA は、完全にコンピュータ化した死亡証明書を発行しており、これには、関連する情報を英語およびウルドゥー語で記載している。ユニオンカウンシルが発行した、古い、手書きによる死亡証明書も存在している」。

2.5.5 USSD のパキスタンに対する相互附属書（日付なし）が述べたところによると、

「適切な墓地登録システムが存在する場所においては、地方当局が墓地の受領書を死亡の証拠として受け入れている。病院が発行した死亡証明書も、死亡登録の証拠として受け入れることができる。家庭で死亡した場合、近親者による宣誓供述書が、当該死亡を登録するために必要である。死亡証明書に加えて、死亡の二次証拠として、身分証明書の取消要請を NADRA から取得することができる」。

2.6 婚姻証明書および離婚証明書

2.6.1 DFAT が報告で述べたところによると、

「婚姻証明書（イスラム教徒の場合、**nikah namas** と呼ぶ）は、一般の証明書である。**Nikah namas** には、新郎・新婦、証人 2 名および婚姻執行者の署名が含まれる。署名は、通常、ウルドゥー語による手書きである。**Nikah namas** は、地方自治体に登録する。NADRA は、その後、完全にコンピュータ化した婚姻登録証明書を発行し、ウルドゥー語および英語の両方による情報を盛り込む」。

「非イスラム教徒集団の宗教指導者は、自己のコミュニティのために、婚姻証明書を発行することができる。キリスト教徒の婚姻は、通常、地方当局に登録するが、婚姻証明文書の手続きは異なる可能性がある。ヒンズー教徒の婚姻登録に関する新法が、2017 年に成立した [略]。DFAT は、政府が現地のアフマディー教徒の事務所が発行した非公式の婚姻文書を、婚姻の証拠として受け入れていることを理解している。ただし、アフマディー教徒は、婚姻後に CNIC を更新するか [略]、海外在住パキスタン人の身分証明書（NICOP）の更新を求める際に、困難に直面する可能性がある」。

アフマディー教徒の身分証明書に関する情報については、「国別政策および情報ノート パキスタン：アフマディー教徒」を参照。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.6.2 USSD の相互附属書が述べたところによると「アフマディー教徒、キリスト教徒、ヒンズー教徒およびゾロアスター教徒の婚姻証明書は、教会または寺院の指導者が発行し、通常、現地のユニオンカウンシルには登録されない」。

2.6.3 USSD の相互附属書が離婚に関して述べたところによると、イスラム教徒に対する離婚証明書は、ユニオンカウンシルが発行し、通常、手書きであり、夫 (Talaq) か妻 (Khula) のいずれが離婚を言い出したかを特定した。報告が述べたところによると、ユニオンカウンシルは、NADRA の離婚証明書も発行した。報告がさらに述べたところによると、アフマディー教徒、キリスト教徒、ヒンズー教徒およびゾロアスター教徒の離婚証明書は、通常、家庭裁判所が訴訟の申立てを受けてから発行し、一般に、地方当局には登録されなかった。

2.7 その他の文書

2.7.1 IRB は、2017 年 1 月 13 日付で、多様な情報源に基づき、運転免許証に関する回答を提出した。IRB が述べたところによると、2016 年の通信において、オタワのパキスタン高等弁務官事務所の職員が指摘したところによると「パキスタンにおける運転免許証の発行は、パキスタン幹線道路・高速道路警察および州の交通警察事務所の双方が取り扱った」。IRB は、パンジャブ州およびシンド州において運転免許証を取得する手続きに関する情報も提供した。

国家幹線道路・高速道路警察 (NHMP) のウェブサイトは、運転免許証を申請する方法に関する細目を提供した。オタワのパキスタン高等弁務官事務所によると (IRB が引用)「運転免許証は、『電子カード』または、小冊子様式のいずれかで発行されるため、『様式が異なる可能性がある』」。DFAT によると「運転免許証は、一般に、あまり信頼性がない形態の身分証明書であるとみなされている」。

2.7.2 家族登録証明書 (FRC) は、家族構成員それぞれに関する情報を含んでいるが、法的要件として用いることはできない。婚姻の際に、新規の FRC を発行し、子どもの出生時に修正する。

2.7.3 DRA が報告で述べたところによると「居住証明書は、人の出生場所および出生日に関する情報を含む文書である。この証明書は、パキスタンに居住する者でなければ、合法的に取得することはできないが、非合法的に取得することは容易である。NADRA または地区副長官は、居住証明書を発行することができる。2002 年から 2009 年の間には、地方政府も居住証明書を発行した」。

2.7.4 イスラマバード首都圏管理局 (ICTA) がウェブサイトで述べたところによると、居

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

住証明書は「ある者が市の住民であるか永住者であるかを証明する不可欠の文書である。法律に従い、この文書は一つの市からしか取得することができない。就職のためまたは、大学入学許可を求めるために、居住証明書が必要になる可能性がある」。

第3章更新日：2020年1月14日

3. ファトワー

3.1.1 ファトワーに関する情報については、「国別政策および情報ノート パキスタン：シーア派イスラム教徒」を参照。

3.1.2 いくぶん時代遅れではあるが、カナダの移民難民委員会（IRB）調査局による「パキスタン：『ファトワー』の発行、イスラム教徒および非イスラム教徒に発行されたファトワーの報告（1998年1月から2004年11月まで）」に対する回答も参照。

第4章更新日：2020年1月14日

4. 出国要件

4.1 空港審査

4.1.1 アッラーマ・イクバル国際空港（ラホール、AIIAP）、イスラマバード国際空港（IIAP）、バシヤ・カーン国際空港（ペシャワール）およびムルターン国際空港のウェブサイトによると、国際線で出国するためには、以下の文書が必要である。

- ・有効な航空券
- ・有効なパスポート
- ・有効なビザ（該当する場合）
- ・コンピュータ化した身分証明書（CNIC）
- ・写真付き身分証明書
- ・健康証明書（該当する場合）
- ・異議なし証明書（NOC）またはパキスタン出国許可（政府職員の場合は必須）

4.1.2 IRB 調査局は、海外旅行者に対する空港審査手続きについて報告した（2018年1月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

公表、対象は 2015 年から 2017 年 12 月まで)。さらに、パキスタン人権委員会 (HRCP) 代表者の指摘を引用した。それによると

「FIA [パキスタン連邦捜査局] は、パスポート審査中に、NADRA のデータおよび ECL [出国管理リスト] を調べた。FIA は、『旅客の出発承認のために ECL データをチェックし』、さらに、『政府部局または政府機関から特定の容疑者に対して特別の指示がないか検証した』 (HRCP、2017 年 12 月 22 日)。同一の情報源がさらに指摘したところによると、セキュリティ審査は、全ての空港における、全ての旅客に対する標準化した手続きであり、『この手続きにはいかなる例外もない』 (HRCP、2017 年 12 月 22 日)」。

4.1.3 IRB が回答でさらに述べたところによると、

「調査局との電話インタビューにおいて、カナダに本拠を置き、パキスタンに事務所を有する移民コンサルタントが指摘したところによると、セキュリティ手続きによると、『完全に何の例外もない』ため、空港において、全員のパスポートを少なくとも 2 回スキャンしており、かつ、全ての空港にはコンピュータがあり、常にインターネットにアクセスしている (移民コンサルタント、2017 年 12 月 28 日)。ただし、このコンサルタントが、さらに詳細な情報を提供することなしに述べたところによると、当局が『見て見ぬふりをした』事例があり、贈収賄の事例もあった (移民コンサルタント、2017 年 12 月 28 日)」。

「不正文書の普及および調達」も参照。

4.1.4 FIA および NADRA のウェブサイトによると、統合国境管理システム (IBMS) を用いて、出国／入国地点で提出した文書から生体認証データを把握し、これを以下の空港に配備した。

- ・ベナジル・ブット国際空港 [BBIAP]、イスラマバード
- ・ジンナー国際空港、カラチ
- ・アッラーマ・イクバル国際空港、ラホール
- ・バシャ・カーン国際空港、ペシャワール
- ・クエッタ国際空港、クエッタ
- ・シアールコート国際空港、シアールコート

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- ・ファイサラーバード国際空港、ファイサラーバード
- ・ムルターン国際空港、ムルターン
- ・シェイク・ザード国際空港、ラヒームヤルカーン
- ・シェイク・ラシード国際空港、バハーワルプル
- ・デラ・ガージ・カーン国際空港、デラ・ガージ・カーン
- ・トゥルバット国際空港、トゥルバット
- ・グワダル国際空港、グワダル
- ・サッカル国際空港、サッカル

第5章更新日：2020年1月14日

5. 警察文書

5.1 犯罪歴証明書

5.1.1 DFAT が述べたところによると、

「警察は、個人の犯罪歴に関する情報を含む文書を発行する。職員は、通常、証明書を発行する前に、申請者の地区における現地の警察に尋ねる。ただし、パキстанは、集中化した犯罪データベースを一切有していない。また、無犯罪証明書は、申請者の犯罪履歴に関する正確な記録を含んでいないことが多い。ある地区で罪を犯した申請者は、他の地区から無犯罪証明書を取得することができるかもしれない」。

5.1.2 パキスタン法律および司法委員会（LJCP）の2016年報告によると、自動化した犯罪歴の検証・管理システムを、シンド州およびカイバル・パクトゥンクワ州の警察部局に確立し、パンジャブ州およびイスラマバード市に部分的に構築した。

ただし、2016年報告によると、全ての警察署間の相互連結は、シンド州でしか完全に運用しておらず、パンジャブ州で部分的に運用しているだけである。

5.1.3 MIT テクノロジーレビューが、パンジャブ州における自動化した犯罪歴事務所（CRO）の確立に関して報告し、述べたところによると、CROは、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「犯罪履歴を有する者のデータベースを管理しており、これには指紋を含む。このデータは、警察の捜査官が利用し、情報を探索し、検索することができる。このデータベースの入力件数は、2017年1月までに30万件近くに達していた。また、現在も作業中であり、有罪判決を受けた者を自動的に更新し続けている。既に、数十件の事件では、容疑者がCROのデータベースを用いた指紋の識別によって逮捕されている」。

5.2 初期供述調書（FIR）

5.2.1 USSD の 2018 年国別人権報告書が述べたところによると、

「初期供述調書（FIR）は、逮捕の法的裏付けであり、『認知可能な』罪〔警察が令状なしで個人を逮捕することができるもの〕の犯行に関する情報を警察が受領した時点で開始される。通常、第三者がFIRを開始するが、警察は、自己の主導でFIRを提出することができる。FIRによって、警察は、容疑者を24時間勾留することができる。その後は、警察が捜査の証拠物を取得するために勾留が必要であることを示した場合、治安判事がさらに14日間の勾留を命ずることができる。当局の中には、この勾留の制限を遵守しないものもあった。報告によると、当局は、勾留者に嫌がらせをするか脅迫するために、裏付証拠なしにFIRを提出したか、十分な証拠が提出された場合でも、申立人が賄賂を支払わないときは、FIRを提出しなかった」。

5.2.2 平和開発イニシアチブセンター・パキスタン（CPDI-パキスタン）は、独立かつ無党派の集団で、パキスタンにおける市民権を推進している。CPDI-パキスタンによる2013年付のFIRに対する市民用手引によると、FIRは、警察に直接提出するか、書面または電話で提出することができる。ただし、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）の2016年付の報告によると、申立人は、FIRを登録するために、申し立てる犯罪が発生した地域を管轄する警察署に出頭しなければならない。FIRは、カイバル・パクトゥンクワ州警察のウェブサイト、オンライン登録することができる。また、LJCPの2016年報告によると、オンライン登録は、シンド州で利用できるようになった。

5.2.3 CPDI-パキスタンが手引で述べたところによると、FIRは書面による文書であり、さらに、FIRを提出する際には、以下の情報を提出すべきである。

- ・ 申立人の氏名および住所
- ・ 事件の日時および場所
- ・ 事件発生時の真相（該当する場合、武器の使用など）

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- ・ 事件に関与した者の氏名および説明
- ・ 証人の氏名および住所（該当する場合）

5.2.4 IRB 調査局は、2014 年 1 月、FIR に関する情報を提供した。IRB が FIR の書式および外見を記述して述べたところによると、FIR は、ウルドゥー語または現地語（例えば、シンド語か、パシュトゥー語）による手書きであった。IRB がさらに述べたところによると、

「オタワのパキスタン高等弁務官事務所職員が指摘したところによると、FIR の情報は、申立人による事件の叙述、犯罪に適用される法律、申立人の連絡先、FIR 識別番号、登録年月日、および FIR を提出した警察署を含んでいる（2013 年 12 月 11 日）。市民警察協議会（CPLC）は、『運営上独立した』ボランティア組織で、特に、FIR の登録と警察への申立てを支援している。調査局との通信で、カラチの CPLC 会長は、カラチで用いている FIR の書式を模した実例を提供した。それによると、FIR には以下のものが必要である。

- ・ FIR 番号
- ・ 登録先の警察署
- ・ 地区／町
- ・ 報告した事件の日時
- ・ 警察に報告した日時
- ・ 報告者の氏名および住所
- ・ 事件の概要、パキスタン刑法の適用条項、および紛失物の一覧
- ・ 事件の場所、および警察署からの距離
- ・ 捜査官、および遅延の詳細（該当する場合）
- ・ 報告者の署名（または拇印）
- ・ 当直職員の署名

5.2.5 パンジャブ情報技術評議会（PITB）が報告で述べたところによると、FIR を記録し、追跡する自動化された手続きを 2017 年 3 月に導入し、パンジャブ州の全ての警察署で運用している。PITB がさらに述べたところによると、このシステムをシンド州で複製した。さ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

らに、ギルギット・バルティスタン州およびバローチスタン州の政府は、同一のソフトウェアをインストールすることを要請していた。

5.2.6 MIT テクノロジーレビューが、パンジャブ州における自動化した **FIR** システムに関しても報告し、述べたところによると、オンラインのプラットフォームによって「**FIR** の登録、容疑者の指名、裁判所における訴訟手続きから事件の終結までの手続き全体」をデジタル化した。「警察局は、警察署レベルで上席警察署補佐官 (**SSA**) および警察署補佐官 (**PSA**) の職に専心する職員を雇用し、飛び込みで来署する申立人が、自己の申請をオンライン申請で提出するのを支援させた」。この報告でさらに述べたところによると「申立てが **FIR** に変わるとすぐに、このシステムが、事件を捜査する警察官の情報とともに、自動化した **SMS** を申立人のために創出する」。

5.2.7 CPDI-パキスタンが **FIR** に対する手引で述べたところによると、**FIR** には申立人が署名しなければならない。申立人が非識字者である場合、拇印を署名として受け入れることができる。申立人は、**FIR** を無料でコピーする権利を有する。イスラマバード警察のウェブサイトによると、**FIR** のコピーは、直接取得することができるほか、関連する文書および要請理由を提出した後は、市民サービスセンターかモデル警察署からも取得することができる。

5.2.8 IRB が **FIR** に関する報告で述べたところによると「他のどの者が **FIR** の登録時にコピーを受領するかによって、情報は異なる」。この報告が述べたところによると、

「電話インタビューにおいて、オタワのパキスタン高等弁務官事務所職員およびパキスタン人権委員会 (**HRCP**) 代表者の双方が述べたところによると、登録済み **FIR** のコピーは、申立人、警察署、地方裁判所および被疑者に提出する (パキスタン、2013 年 12 月 11 日。**HRCP**、2013 年 12 月 17 日)。**HRCP** の代表者がさらに述べたところによると、コピーは、地区警察長官 (**DPO**)、地域警察長官 (**RPO**) および州警察長官 (**PPO**) にも送付する (同上)。カラチの弁護士が指摘したところによると、コピーは、申立人に提出し、さらに、地域を管轄する裁判所に送付し、地区治安判事 (中央事務所) にも送付する (弁護士、2013 年 12 月 18 日)。この弁護士がさらに述べたところによると『被疑者には、規則に基づき、コピーを付与しないが、裁判所の命令に基づき、裁判所から取得することができる』。さらに、一般に、被疑者は『優遇を受けるための金銭』を支払うことによって、当直警察官からコピーを取得することができる (同上)」。

5.2.9 CPDI-パキスタンが手引でさらに述べたところによると、虚偽の申立てを提出するか、警察に誤った情報か誤解を招く情報を提供するか、**FIR** の陳述書に署名することを拒否

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

した者は、起訴されるかもしれない。

第6章更新日：2020年1月14日

6. アフガン難民

6.1 登録証明書（POR）カード

6.1.1 DFAT が報告で述べたところによると、

「パキスタンは、登録済みアフガン難民を約 140 万人、未登録のアフガン難民を推計で 100 万人受け入れている。中には、40 年近く追放されている者もいる。2007 年、パキスタン、アフガニスタンおよび UNHCR は、三者協定に調印した。これにより、アフガン難民に、登録し、登録証明書（POR）カードを取得する権利を付与し、保護を受ける資格を有するアフガン難民として特定し、パキスタン難民法に基づき、UNHCR を通じて支援する。

6.1.2 UNHCR の記録によると、2019 年 10 月 31 日現在、1,412,576 人の POR カード保有者がパキスタンに留まっており、そのうちの 58%がカイバル・パクトゥンクワ州に居住していた。

6.1.3 POR カード保有者は、合法的にパキスタンに留まる権利を有しており、POR カードは国の全域で有効である。保有者は、パキスタン・アフガニスタン間を含む国境を超えることはできない。

6.1.4 UNHCR が 2019 年 1 月 1 日から 10 月 31 日までを対象とする、最新のアフガン難民登録の報告で述べたところによると、アフガン難民は、POR によって「一時的な合法的滞在および移動の自由」を得た。2019 年 6 月には、POR の有効期間を 2020 年 6 月 30 日まで延長した。UNHCR が 2019 年 10 月の報告でさらに述べたところによると、NADRA は、アフガン難民の子どもに対する出生証明書の発行を一時的に停止していたが、これは、ひな型に対する変更を正式に承認するまでのことであった。

6.1.5 DFAT が報告で述べたところによると「UNHCR は、POR 保有者に次のものを提供することができる。本国帰還に対する財政的支援、UNHCR 難民キャンプへのアクセス、UNHCR の学校への入学、さらに UNHCR が提供する医療サービスへのアクセスである」。

6.1.6 UNHCR が最新の登録で述べたところによると、POR カード修正センター（PCM）は、ペシャワール、クエッタ、カラチおよびラワルピンディに立地しており、証明書を更新、交換し、5 歳までの子どもを登録し、5 歳を超えた有資格の子どもに新たな証明書を発行し、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

18 歳未満の子どもに出生証明書を発行した。巡回登録車を遠隔地域にも派遣した。

6.2 アフガニスタン市民権証明書 (ACC)

6.2.1 DFAT が報告で述べたところによると、

「2017 年に、政府は、証明書を有しないアフガニスタン人を登録する 6 カ月のプログラムも導入した。これは、アフガニスタン市民権証明書 (ACC) を用いることも含んでいた。ACC は、アフガニスタン人のうち、他の形態の身分証明書を保有せず、難民登録も求めている者に対する、一時的な身分証明書である。ACC は、1946 年外国人法に基づき、恣意的な逮捕、勾留または強制送還に対する法的保護を提供する。

ACC は、POR カードにとって代わるものではなく、人道的地位の証拠を提供するものである。POR カード保有者は、ACC の登録から除外した」。

6.2.2 DFAT が報告で述べたところによると「アフガニスタン人であると公言する者は誰でも、ACC を申請することができる」が、さらに述べたところによると「18 歳未満の独身男性は、ACC プログラムに基づき、登録を拒否した」。

6.2.3 国際移住機関 (IOM) によると、2018 年 5 月 24 日現在、878,604 件の ACC 申請が NADRA に提出されていた。これは、国家辺境地域省 (SAFRON) および難民帰還省 (MORR) と連携したものである。大半の文書は、カイバル・パクトゥンクワ州で申請したもので、その他の登録は、ラホール、カラチおよびクエッタで行った。

6.2.4 DFAT によると「NADRA および MORR の代表者は、パキスタン全土の 22 の登録事務所に要員を配置している」。2018 年 5 月、IOM は、NADRA が 21 のアフガニスタン市民センターを設立すると述べた。

6.2.5 DFAT が述べたところによると「NADRA は、生体認証を行い、写真を撮影し、指紋を採取し、既存の身分証明書データベース (CNIC および POR カード) 全体で申請者をクロスチェックする」。MORR は、申請者にインタビューする。パキスタン政府およびアフガニスタン政府の双方が申請者のアフガニスタンの身元について納得した時点で、ACC を発行する。ACC は、以下の特性を有している。

- ・ 申請者の氏名、出生地および出生日ならびに家族の詳細
- ・ 識別番号 (2 桁のアルファベットと、それに続く 11 桁の数字からなっている。)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- ・家族の識別番号（1桁のアルファベットと、それに続く11桁の数字からなっている）。家族構成員全員が同一の番号である。

- ・5歳未満の全ての子どもは、親のACCの裏面に一覧を記載する。

- ・5歳を超えた全ての子どもは、自己のACCを受領することができた。

- ・証明書裏面の文：「この証明書は、パキスタンに居住するアフガニスタン市民で証明書を有しない者に限って発行する。この証明書の保有者は、アフガニスタン政府からパスポート／旅行文書を取得する義務を負う。」

6.2.6 DFAT がさらに述べたところによると「承認を受けた申請者は、ACC を待っている間、異議なし証明書（NOC、『トークン』ともいう）を受領する。DFAT は、ACC を獲得した一家の稼ぎ手だけがパキスタンに残ることを許されるが、扶養家族は、ACC の裏面に列挙されていたとしても、アフガニスタンに帰国することが予定されていることを理解している」。

6.2.7 異議なし証明書（NOC）は、内務省が発行し、外国人が特定の地域を旅行する際に必要であった。

6.2.8 SAFRON が2019年6月28日付のウェブサイト上の通知で述べたところによると、ACC の有効期間を、2019年10月31日まで延長していた。

6.3 アフガニスタンの身分証明書およびパスポート

6.3.1 DFAT によると「パキスタンにおける多数のアフガン難民は、大部分がクエッタのハザラに居住しており、[略]ACC または POR カードのいずれも保有していないが、Tazkira [アフガニスタンの身分証明書、以下「身分証明書」という] または UNHCR の登録文書を保有することはできる。DFAT は、申請者が身分証明書をクエッタのアフガニスタン領事館で申請することができるが、この身分証明書はカブールで発行されるため、申請者がこれを受け取るためにカブールまで旅行する必要があることを理解している。DFAT は、事例証拠があることは承知しており、それによると、限られた状況の下では、身分証明書をクエッタのアフガニスタン領事館で受け取ることができるかもしれない（申請者が何カ月間も待つことをいとわない場合）ということであるが、DFAT の調査によると、これはまれなことである」。

6.3.2 DFAT がパスポートに関して報告で述べたところによると、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「ペシャワールのアフガニスタン領事館は、証拠書類なしで、期限が切れたアフガニスタンのパスポートを更新し、アフガニスタン人に NOC を発行することができる。これは、アフガニスタンへの永住帰国を促進するためである。クエッタのアフガニスタン領事館は、緊急時に限り、パキスタン内のパスポートを発行することができる。その他の申請はカブールに付託する。コンピュータで読み取り可能な [アフガニスタンの] パスポートは、パキスタンでは発行しない。アフガニスタン人は、技術的には、パキスタンに旅行するためのビザを、48 時間以内にアフガニスタンで取得することができる。ただし、DEAT は、時にはビザを取得することが困難であることを理解している」。

「アフガニスタン政府の政策によると、アフガニスタンの男性と結婚した外国人の女性は、夫の市民権を取得し、アフガニスタンのパスポートを求めることができる。7 歳未満の子どもは、NOC で（パスポートなしで）アフガニスタンに旅行することができ、アフガニスタンでパスポートを申請することができる。7 歳を超えた子どもは、一方の親がアフガニスタン人であれば、アフガニスタンのパスポートを申請することができる」。

第 7 章更新日：2020 年 1 月 14 日

7. 腐敗

7.1 概要

7.1.1 GAN Integrity のビジネス腐敗防止ポータルが、2017 年 12 月に、パキスタンに関して、広範な情報源を引用して述べたところによると、

「腐敗は、全ての部門および機関にはびこっている。パキスタン刑法は、個人に適用され、賄賂を提案し、贈るか、受けることを違法であるとしている。会社は、腐敗防止法および国家説明責任令に基づき、民事責任を負う可能性がある。

手続き円滑化のための支払いおよび贈答は禁止されているが、一般的慣行になっている。

「略」パキスタンは、健全な法的枠組みがあるにもかかわらず、国家機関において高潔性を保証することができず、腐敗を防止することもできない。政府は、腐敗防止法を効果的に施行しておらず、腐敗に関与した職員には何のお咎めもなかった」。

7.1.2 同一の情報源が述べたところによると、

「パキスタンの公共サービス部門は、腐敗のリスクが高い。非効率的な官僚制度は、高水準の腐敗と相まって、パキスタンにおけるビジネスの大規模な障壁となっている。不法な支払

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

いおよび賄賂は、一般に、公共サービスおよびライセンスを取得する際に交換される。パキスタン人の過半数が、地方政府職員が腐敗していると考えている。腐敗は、パキスタンの行政に広範に広まっている。特定の権限を連邦から州レベルに移譲すると、腐敗が増加するようになっているという証拠がある。腐敗の主な原因としては、説明責任と罰則執行が欠如していること、さらには成果に基づく昇進システムが欠如し、これが低賃金と一体となっていることが引き合いに出されている。腐敗は、政府の下層部においては一般化しており、パキスタン人が腐敗を当たり前と考えることがよくあるというところまでになっている」。

「腐敗および不正に対する措置」も参照。

7.2 FIR の登録

7.2.1 HRW の 2016 年の報告によると、

「一般的な認識は、警察は、申立てを取り上げる前に賄賂を要求し、申立人に虐待的態度を取り、不正にも申立人を罪に問うというものである」。

「実際に、警察は、正式に **FIR** を登録することはせずに、通常、ロズナンチャ (*roznamcha*、警察署の日常業務を記録する登録簿) に申立てを記録する。警察の主張によると、虚偽または捏造による申立てに限り、**FIR** として登録していないということだが、手続きは、警察による差別の形態をとることが多い。人権活動家が述べたところによると、警察が、社会的に無視された集団からの申立人が持ち込んだ申立て、さらには影響力のある者が罪を犯したと主張する申立人が持ち込んだ申立てを登録することはありそうにない。犯人が影響力のある市民とつながりがあれば、多くの場合、**FIR** は、最終的には登録されるが「何某」に対してであり、当人は、捜査を免れることができる」。

7.2.2 2014 年の最高裁命令によると、パキスタン連邦オンブズマン (*Wafaqi Mohtasib*) に警察署における誤った行政活動に対処するよう指示をしたところ、警察は、**FIR** の登録を拒否し、適時に捜査を行わず、虚偽か嫌がらせの **FIR** を登録して人々に圧力をかけ、さらに嫌がらせをすることが多かった。また、警察は、**FIR** で名指しされた被疑者を逮捕するのに十分な証拠を最初に収集することなしに、当人を逮捕しようとするのが頻繁にあった」。

7.2.3 USSD の 2018 年国別人権報告書が述べたところによると「警察下層部において、腐敗は一般化していた。警察の中には、真正な申立てを登録するために手数料を請求し、虚偽の申立てを登録するために賄賂を受け取ったものもあった」。パキスタン人権委員会 (HRCP) が 2018 年の報告で述べたところによると、**FIR** を登録しない警察に関して、引き続き膨大な報告があった。エクスプレス・トリビューンは、2019 年 4 月に同様の報道を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

行った。

7.2.4 DFAT が FIR に関して報告で述べたところによると「FIR は標準書式を用いており、手書きの関連情報を添付するので、比較的容易に偽造することができる。警察が不正な FIR を検証するために賄賂を受け取っているという報告がある。DFAT は、FIR が存在するからといって、当該 FIR に記載された事件が実際に発生したという証拠にはならないと考える」。

7.3 不正文書の普及および調達

7.3.1 DFAT が述べたところによると「CNIC、SNIC およびパスポートは、数多くのセキュリティ機能を含んでおり、これによって文書不正の発生が減少している。当局は、文書の不正な発行に対処する方策を導入しており、不正な CNIC を取り消すことができる」。

7.3.2 カナダの移民難民委員会 (IRB) 調査局は、イスラマバードに本拠を置く法律事務所の弁護士（商業詐欺、知的財産、不動産、金融などを取り扱う）との間で交わした、2014 年 11 月付の通信を引用した。弁護士が述べたところによると、「パキスタンにおいては、不正文書を取得することは『極めて容易』であり、さらに指摘したところによると「不正文書は、民間当局および公的当局の面前で『詐欺および不実表明』を行うために用いられる」。この弁護士が述べたところによると、「不正文書は、闇市場で取得するか、未成年従業員が様々な機関で勤務するのを『黙認』してもらった上で活動する者を通じて取得するか、賄賂の支払いを通じて直接取得することができる」。

7.3.3 DFAT が文書不正の普及を確認して、さらに述べたところによると、

「文書不正は、NADRA などの中央の所管当局が発行していない形態の文書に広範に広まっている。不正に取得した真正な文書を獲得することが比較的容易なために、それを検出することが困難であるからである。この文書は、パキスタンでは一般的なもので、通常、偽造した文書よりも好まれる。不正に取得した真正な文書（CNIC、パスポートなど）は、不正な（変造または偽造）供給者の文書とともに取得する可能性がある。パキスタンにおいて不正であることが歴史的に判明した文書の種類は、学歴（学位、成績証明書など）、銀行取引明細書、契約、信用照会、所有権証書に関するものなどである」。

7.3.4 MIT テクノロジーレビューが、パンジャブ州における警察データおよび犯罪データの自動化（このプロジェクトは、2014 年に開始した）に関して報告した日付なしの記事で述べたところによると、警察職員データを人事管理情報システムで検証した際に、職員記録 152,000 件のうち、約 41,000 件の不正が判明した。これは、偽造の CNIC や誤ったデータを記載した CNIC を提供したことも含んでいた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

7.3.5 国連薬物犯罪事務所（UNODC）が 2016 年 7 月に報告で述べたところによると、パキスタン移民が、不正文書を用いて、直行便か他の空港を経由して英国に密入国することが一般化していた。この報告によると「パキスタンから密入国した移民が、パスポートかビザ、旅行文書および身分証明書で、不正に作成したか盗難にあったものを、賄賂その他の不正な手段で取得して用いたか、他者名義で発行された文書を用いていたことが判明している」。UNODC がさらに述べたところによると、密入国者が、航空会社の職員に賄賂を贈り、不正な旅行文書および身分証明書を用いていることを無視してもらったことが分かっている。UNODC がさらに述べたところによると「パキスタンにおける旅行代理店かビザ・コンサルタントなどの業者が移民の密出入国サービスを提供することは、珍しいことではない。このサービスは、不正文書の提供から航空便および宿泊の段取りまで広範囲に及んでいる」。UNODC が報告でさらに述べたところによると、パキスタン国民がアフガニスタンかシリアのような他国の国民になるように請求することが、一般化していた。

7.3.6 エクスプレス・トリビューンが 2018 年 9 月 3 日付の報道で述べたところによると、NADRA の会長によると、アフガニスタン国民の中には、関連するパキスタン国民になりすまして CNIC を取得した者もいた。会長が述べたところによると、証明書はブロックされていた。エクスプレス・トリビューンが報道でさらに述べたところによると、パキスタンのパシュトゥン人の中には、アフガン難民になりすまして、救援資金を受領したが、その後、パキスタンに帰国した者もいた。

7.3.7 DFAT が述べたところによると「ユニオンカウンシルおよび NADRA は、不正文書を検証することができるが、真正な文書を、不正に改変するか偽造した原文書とともにどこで取得したかを突き止めることは困難である。NADRA は、現在、出生証明書を発行しているが、病院が出生証明書を発行する権限を保持している限りは、不正に取得するか、不正に改変するか偽造した証明書は、依然として残る可能性がある」。

7.4 不正文書の種類

7.4.1 IRB 調査局が、2012 年から 2014 年 12 月までの不正文書に関する回答で述べたところによると、

「[イスラマバードに本拠を置く] 弁護士が指摘したところによると、パキスタンにおいて不正であることが日常的に判明している文書の種類は、学歴（学位、成績証明書など）、銀行取引明細書、『契約』、『信用照会』、『所有権証書』に関するものなどである。

調査局との通信で、平和開発イニシアチブセンター（CPDI）の代表者が同様に述べたところ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ろによると、財産文書および『価値ある権利』に関連する文書で偽造したものが、パキスタンにおいて日常的に判明している。CPDI は、『独立した、無党派で、非営利の市民社会組織で、パキスタンにおける平和および開発の問題に取り組んでいる』。

7.4.2 DFAT が報告でさらに述べたところによると、不正に改変するか、偽造した文書が一般化しており、成績証明書、出生証明書、死亡証明書、医療記録、および銀行記録を含んでいる。DFAT が報告でさらに述べたところによると「現地の情報源の報告によると、影響力を有する者が報道機関に金銭を支払い、作り話を公表させたという事例があった」。

7.4.3 IRB が述べたところによると、高等裁判所の弁護士によると、

「『虚偽の』記事を新聞で公表してもらうことができる。特に、限られた発行部数しか有しない刊行物ではあったが、『現在のところ、虚偽か偽りの記事を見つけることはあまり一般的なことではない』という意見を発表した（同上）。同一の情報源がさらに述べたところによると、新聞は、自社の指針か、所有者の事業上か政治的関心に動機づけられることが多いが、『虚偽の』記事で『完全に作り話の記事ではないかもしれないが、それにもかかわらず事実と反するもの』を公表する（同上）。この情報源が結論付けて述べたところによると、パキスタンにおいては、『作り話』の公表に関して、何らの制裁も設けられていない（同上）」。

7.4.4 DFAT が、アフガニスタンの身分証明書に関して述べたところによると「アフガニスタン人としての自己宣言が ACC を申請するための唯一の要件であるため、NADRA または MORR [難民帰還省] のいずれのデータベースにも載っていない個人が、不正に ACC を取得することが可能である [略]」。

7.5 腐敗および不正に対する措置

7.5.1 パキスタン刑法（PPC）は、偽造に関連する罪に対する刑罰を規定している。

7.5.2 USSD の 2018 年国別人権報告書が述べたところによると「刑法は、公務員の腐敗に対する刑罰を規定しているが、政府は、一般的に、刑法を効果的に施行せず、公務員は、腐敗行為に頻繁に関わった。腐敗は、政界および政府に浸透し、様々な政治家および公職者は、腐敗（賄賂、強要、えこひいき、身内びいき、利益供与、不正利得、横領など）の申立てに直面した」。

7.5.3 同一の情報源がさらに述べたところによると、

「汚職廃絶局は、最高レベルの腐敗防止当局として機能している。認知、防止および執行を通じて腐敗を根絶することを任務としている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

汚職廃絶局その他の捜査機関（連邦歳入庁、パキスタン国立銀行、連邦捜査局など）は、腐敗、脱税および資金洗浄を捜査している」。

7.5.4 DFAT が報告で述べたところによると「腐敗も一般化している [略]。ただし、報告によると、2015 年 8 月、FIA は、NADRA の職員がわずか 100 米ドルの賄賂の見返りに、過激派に虚偽の CNIC を発行したという申立てを捜査した。それ以降、MOI は、NADRA の監督を強化し、NADRA 内部における不正に対し、厳しい対策を実行した。DFAT が評価したところによると、政府の取り組みによって、賄賂および不正の発生率は低下したが、根絶はしていない」。

7.5.5 フリーダム・ハウスが、「世界の自由度（Freedom in the World ）2019 年」の報告で述べたところによると「公務員の腐敗に対しては、公式の防止装置が多数ある（専門機関である汚職廃絶局（NAB）など）。[略]。ただし、腐敗は、実際には、はびこったままであると考えられている。さらに、説明責任のメカニズムの使用は、えり好みされ、かつ政治主導になっていることが多い」。

附属書 A

Khan and Piracha の英国高等弁務官事務所との通信、2015 年 4 月 20 日

内務省 CPIT 宛て

2015 年 4 月 15 日

受領した照会に対する回答として、Khan and Piracha（パキスタン、イスラマバードに本拠を置くコンサルタント会社）から以下の助言を受領した。

1951 年のパキスタン市民権法（以下「1951 年法」という）第 5 条に基づき、1951 年以後に出生した者は、出生時点に親（母親もしくは父親または両方）がパキスタン市民である場合、血統でパキスタン市民とすることに留意されたい。

第 5 条ただし書きに基づき、1951 年以後に出生した子どもの親も血統だけで市民である場合、当該者による市民権の請求は、当該者がパキスタン以外で出生した場合、出生した外国のパキスタン領事館に当該出生を登録することを条件とする。

血統で市民権を取得する手続きは、1952 年のパキスタン市民権規則（以下「1952 年規則」という）に定める。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

指示に従い、非嫡出子に対する CRC または CNIC の発行問題を、2002 年国家データベース登録局令（以下「令」という）、2002 年国家データベース登録局（身分証明書）規則（以下「規則」という）および 2002 年国家データベース登録局（身分証明書の申請）規定（以下「規定」という）の解釈、国家データベース登録局（以下「NADRA」という）職員との会議に照らして検討した。御庁からの照会に対する項目ごとの回答は、以下のとおりである。

1. 子どもに関して、非嫡出子が CRC または CNIC を取得できるか否かを確認したい。

令第 9 条(1)に基づき、以下が義務付けられる。(a) 18 歳未満の子どもの親または後見人が当該子どもをその出生から 1 カ月以内に、所定の書式で登録すること。(b) パキスタンの内外を問わず 18 歳に達した全ての市民が、NADRA に登録すること。

CRC または CNIC を取得するための所定の書式には、両親双方の氏名を定める必要があり、当該氏名のない CRC 申請は受け入れられない。

令および規則／規定には、父親の身元が不明な子ども／市民の登録のための規定がないが、NADRA は、パキスタン最高裁の指示に従い、放棄された子どもと親がいない子どもで、孤児院で育てられた者の登録のための方針を発表した。当該方針に基づき、当該子どもを育てた孤児院の長は、宣誓供述書を提出することにより、当該子どもの法定後見人となることができる。

この方針は、上記の案件の範囲では、1890 年後見人及び被後見人法に基づき後見証明書を求める要件に取って代わる。ただし、この方針に基づき、登録を申請する孤児院は、NADRA に登録していなければならない。子どもの親子関係が不明な場合、適当と考えられる氏名で、孤児院がその登録簿に記録しているものを受け入れ、NADRA に登録することができる。孤児院は、当該子どもの両親に、一般名か仮名でない限り、アダム、イブなどの任意の氏名を割り当てることができる。

NADRA は、母親が非嫡出を認めることには厳しい反動があることを考慮に入れ、非嫡出子（放棄された者で、登録された孤児院で世話をしている場合を除く）の登録を認めていない。

2. パキスタン人の血統の子どもが英国で出生した場合、英国の出生証明書を提出すれば、CRC または CNIC を取得することができるか。

1951 年法第 5 条に基づき、英国のパキスタン大使館で出生を登録することは、おそらく、英国の出生証明書に基づき可能であると思われる。ただし、CRC および CNIC を取得するためには、1952 年規則に基づき所定の書式で申請しなければならない。当該書式には、両

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

親双方の詳細に関する詳細な証拠／証拠書類が必要である。**CRC** にとっては、出生証明書は有効な証拠書類である。ただし、**CRC** の発行は、出生証明書の提出だけに依存しているのではなく、必要な書式にも記入しなければならない。

3. 申請の際には、父親の氏名を提出し、かつ／または婚姻証明書を提出しなければならないか。

CRC または **CNIC** を取得するための申請を行うには、父親の氏名を提出しなければならない。婚姻証明書を提出する必要はない。

CRC の発行は、子どもが出生した管轄におけるユニオンカウンシルからの出生証明書の提出に依存している。10 歳未満の子どもについては、他のいかなる文書も必要ない。ただし、出生証明書を取得するためには、両親双方の氏名が必要であり、両親は、自己の **CNIC** を提出することを求められるかもしれない。

CNIC の発行は、出生証明書もしくは大学入学許可証明書または近親血族の **CNIC** の提出に依存している。父親の氏名は、出生証明書に記載されており、大学入学許可証明書にも記載されている。

4. 登録のためには、父親の氏名（元々の氏名か、擬人の氏名のいずれか）を、**NADRA** に提出しなければならない。

登録のためには、父親の本名か、擬人の氏名を **NADRA** に提出しなければならない。**CRC** または **CNIC** の申請書式に両親のいずれかの氏名が欠けている場合、**NADRA** が受け入れないからである。

5. 父親が「不明」とであると登録されている場合（英国の出生証明書に父親の氏名を記載することは、法的義務ではない）、当該申請は受け入れられるか。あるいは、父親の氏名が出生証明書自体に記載されていない場合でも、「擬人の」氏名を提出することは可能か。

CRC または **CNIC** は、所定の書式で申請しなければならない。現在利用可能な書式には、父親の詳細が必要であるため、出生証明書に父親の氏名が記載されていない場合は、おそらく、何らかの氏名（本名か架空の氏名）を記載しなければならなくなると考えられる。

6. 子どもが身分証明書を取得できない場合、医療、教育、雇用等に対するアクセスは制限されるか。

身分証明書の要件は、以下に対するアクセスを得るためにますます重要になっている。教育

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

機関の入学許可、民間部門および政府部門における雇用、さらに、航空機による旅行や電話接続等へのアクセスなど、全ての実際的的日常業務。社会福祉部門／政府部門における医療へのアクセスも、身分証明書の提出に左右されることになる。ただし、現在のところ、民間部門においては、医療を受ける際に身分証明書を提出することを義務付けてはいない。

7. 姦通罪に基づく起訴／有罪判決の件数に関する統計はあるか。

2014年11月9日付のデイリー・トリビューンの記事によると[略]、内務大臣の **Baleeghur Rahman** は、**zina bil jabar**（強姦）の問題に関する質問に答えて、州における年ごとの破局の件数を提出した。ただし、単なる **zina**（姦通）に対する起訴／有罪判決については、いかなる統計も入手することができず、姦通の起訴に有罪判決を下したいかなる判例も見つけることができなかった。

8. ある場合、この情報は地理的（農村地域または都市地域）に記録されているか。

上記を参照されたい。

本状は、パキスタン、イスラマバードの英国高等弁務官事務所職員が、もっぱら上記の情報源から取得した情報から編集した。本状は、執筆者の意見を反映したものではなく、外務・英連邦省の方針も反映していない。執筆者は、本状を、内務省からの要請に応じて編集した。本状の内容に関するさらなるいかなる照会も、内務省に対して行うべきである。